

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人ガバナンス・コード)

主なパブリックコメントの概要及びそれに対する回答

コメントの概要	回答
●前文	
<p>本原則は、大手監査法人を念頭に策定されており、大手監査法人以外の監査法人においては、本原則の適用の有無をもって監査品質の高低を判断すべきものではないと考える。</p>	<p>本原則は、大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されていますが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではありません。本原則は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等において、組織としての監査の品質の確保に向けた取組状況の評価が円滑に行われるための一助となるものです。</p>
<p>監査法人のガバナンス・コードの適用対象を「大手上場企業等の監査を担う監査法人」としているが、会計監査は資本市場の信頼性を確保するための重要なインフラであることから準大手監査法人を適用対象に含めるべきであり、また、大手監査法人以外に大手上場企業等の監査を担うことのできる監査法人を育てるという観点から「上場企業等の監査を担う」監査法人も含め、大手監査法人等以外においても、その規模によっては、組織的な運営にかかる本コードの諸原則の精神を活かすことは推奨されるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>本原則は、大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されていますが、それ以外の監査法人においても、自発的に適用されることを妨げるものではなく、その規模・役割等を勘案し、自発的に適用を判断していただきたいと考えています。</p>
<p>本原則はソフト・ローとなるのか、あるいは自主規制や法令に基づく規制・検査・処分の判断規準となるのか。</p>	<p>監査法人は公認会計士法上、経営の基本方針に関する措置等を含む業務の執行の適正を確保するための措置などの業務管理体制の整備が義務付けられ、経営陣その他の社員は、こうした業務管理体制の下でそれぞれの職責を果たすことが求められているものと考えますが、本原則は監査法人の組織的な運営に関する原則を規定したものであり、本原則自体が、規制・検査・処分等の直接の規準となるものではありません。</p>

●原則1	
<p>原則1に「会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである」と明記されている。「高品質な監査のあり方」を監査法人が十分に議論することは当然のことであり、指針1-2の「法人の構成員が共通に保持すべき価値観」の中に「高品質な監査のあり方」は含意されているものと考えてよいか。</p>	<p>「法人の構成員が共通に保持すべき価値観」の中には「組織としての監査の品質の確保」が含まれます。</p>
<p>指針1-5について、どこまでを「グループ」に含めるか、監査法人が明示した上で説明するのが現実的であると考えますが、そのような取扱いでよいか。</p>	<p>グループには同一ネットワークに加入する日本国内の法人も含まれますが、本原則全体の目的は「組織としての監査の品質の確保」にあり、本指針においても組織としての監査品質の確保といった観点からの考え方が明らかにされるべきと考えています。</p>
<p>指針1-5では「監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方を明らかにすべきである」とあるが、「位置付け」とは何かについて補足説明が必要である。</p>	<p>法人の行う業務において、非監査業務(グループ内を含む。)の与える人材育成などのポジティブな面と利益相反などのネガティブな面の双方を含む考え方や業務に与える影響を意味していますが、本原則全体の目的は「組織としての監査の品質の確保」にあり、その観点から、法人の運営や評判等に与える影響についても考慮する必要があることに留意が必要です。</p>
<p>指針1-5では、「監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方を明らかにすべきである」とあるが、利益相反等、非監査業務が監査業務に悪影響を及ぼすような場合の考え方について明記させるべきではないか。</p>	<p>例えば大手監査法人においては、監査・非監査業務の受嘱の際、監査業務と非監査業務の間のみならず、非監査業務間の利益相反等の防止についても、品質管理部門やクライアント先毎に決められたパートナーが責任を持ってチェックするなど利益相反の局面を具体的に特定し、それに対する対応を明らかにするなど、各監査法人は、指針1-5や指針5-2に従い、このような対応について、対外的に分かりやすく説明することが考えられます。</p>
●原則2	
<p>指針2-2の監査法人の経営機関が主体的に関与する対象を明確にするため、「組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的関与」を「組織体制の整備・運用及び当該体制における主体的な関与」とすべきではないか。</p>	<p>「組織体制を活用した主体的な関与」と「組織体制の運用」の意味の重複を避けるため、現在の表現としています。</p>

●原則3	
<p>指針3-3の第三者の役割について、第三者にどのような「関与」の方法や程度を求めるかは、本指針の趣旨を踏まえたうえで、各法人の裁量に委ねられるべき事項と考えるがそのような理解でよいか。</p>	<p>第三者の役割については、その方法、内容等について各監査法人が自ら判断することになります。</p>
<p>指針3-3では、例示として「経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与」や「法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与」などが挙げられているが、独立性を有する第三者について、SEC 独立性規則の指揮命令系統(chain of command)に該当するような役割は求められていないという理解でよいか。</p>	<p>指針3-3について、他の法令や規則等との関係の整理を含め、独立性を有する第三者の役割については、各法人において判断されるべきものと考えています。</p>
<p>指針3-3では、独立性を有する第三者に期待される役割として、「株主」との意見交換が記載されているが、この「株主」は被監査会社の個々の株主を指しているのではなく、一般的な株主を意味していると理解しているが、記載に工夫が必要ではないか。</p>	<p>独立性を有する第三者に期待される役割としての「株主」との意見交換における関与について、どのような「株主」と意見交換するかについては、各法人において判断されるべきものと考えています。</p>
●原則4	
<p>原則4の「考え方」において、「監査の現場から経営機関等への情報の流れ」について言及されているが、指針では触れられていない。監査法人内において自由闊達な議論を確保し、それを経営に活かすには監査の現場の声を吸い上げるための工夫が重要であり、この点を指針にも追加すべきと考える。</p> <p>また、内部統制体制の構築・運用状況等、被監査会社の状況に応じ、適切な監査チームを組成すべきことを指針に追加すべきと考える。</p>	<p>監査の現場の声を吸い上げるための工夫を指針に追加すべきとのご指摘については、指針4-1において明記しているものと考えています。</p> <p>また、適切な監査チームの組成については、例えば、被監査会社の状況に応じ、適切に対応できる知見や経験を有するメンバーを加えるなど、指針4-3の一つ目の「において、「バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること」に留意すべきであるとされております。</p>
<p>指針4-4は、経営機関が整備した環境下で、監査チームが監査上のリスク等について被監査会社との間で議論を尽くす趣旨であると理解しているが、意見交換や議論を行う主体が不明瞭であり、明確にすべきである。</p> <p>また、「監査上のリスク等」の「等」のについて、より具体的に内容を示していただきたい。</p>	<p>本指針は、監査法人において、深度ある監査を実施するためには、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査チームを中心とした十分なコミュニケーションが図られることが重要であることを明らかにしたものです。なお、被監査会社との対話における経営機関の役割については、指針2-2に照らして判断していただくこととされています。</p> <p>また、「監査上のリスク等」の「等」の具体的な内容としては、企業や事業環境</p>

	の理解に資する内容や経営方針などが考えられます。
指針4-5の内部及び外部からの通報に関しては、その取扱い方針・手続が対外的に公表されていることが必要であり、「内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともに、これを公表し、」とすべきである。	ご指摘を踏まえ、下記のとおり表現を修正します。 「…整備するとともにこれを公表し、」
<b>●原則5</b>	
指針5-1の「透明性報告書」は、EU指令の訳語であり混乱を招くため、以下のような記載を提案する。 「…取組みについて、一般に閲覧可能な文書において、わかりやすく説明すべきである」	「透明性報告書」の名称はあくまで一例ですが、一般的な表現として「一般に閲覧可能な文書」を追加します。
指針5-1について、IOSCOの透明性報告書に関するガイドラインの内容を踏まえたものとすべきであり、対外的な説明すべき項目に、「宣伝目的ではなく、バランスよく記述すべき」といった項目を追加すべき。	貴重な御意見として承ります。 開示内容等については、各監査法人において、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用状況や取組みを自らわかりやすく工夫して記載していただくことが重要であり、そうした観点から、詳細な説明内容等には言及していません。
指針5-1には、透明性報告書の開示の方法について言及されていない。コーポレートガバナンス・コードにおいてはガバナンス報告書において開示されることとなっており、原則においても同様の工夫が必要と考える。	本原則の適用状況や取組みをいかなる方法で開示するかは、各法人が自らの判断で行うべきであり、本原則では、その方法について具体的に言及していません。
指針5-2の説明すべき項目は、下記についても明らかにすべきである。 ・ 品質管理体制の方針と概要 ・ 個々の監査チーム組成に際しての考え方等を追加すべき ・ 非監査業務に関し、独立性や利益相反に関わる点については、監査業務の信頼性に直結する問題であることから明示的に開示を求めるべき ・ 経営機関について、透明性を高めるという趣旨を全うするため、各機関の責任の所在を明らかにするため、実際の「権限」を明らかにすべき	貴重なご意見として承ります。 指針5-1では、本原則の適用状況や自らの取組みを分かりやすく説明すべきことが求められており、ご指摘は、本原則の各原則又は指針に関する記載についてであると考えます。一方、指針5-2の各項目は、注意的な例示であり、ご指摘の項目については、各監査法人の判断により記載すべきものと考えられます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者の独立性に関し特段の要件を定めることが予定されていない以上、選任プロセスを透明化することによって、一定程度の独立性を担保すべき</li> </ul>	
<p>指針5-3は、独立性を有する第三者の知見を活用すべきとされているが、「知見の活用」だけでは、必ずしも具体的な関与が求められていないとも読め、「第三者の知見の活用」では不十分であり、より踏み込むことが必要ではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 ご指摘の記載内容は、指針3-3を透明性の確保の観点から再掲したものです。指針3-3では第三者が、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与を行うことが期待されている項目として記載されています。</p>